

第九管区海上保安本部 公示 第 66 号

水路業務法（昭和 25 年法律 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 3 年 12 月 9 日

第九管区海上保安本部長

渡邊 保範



羽咋郡宝達志水町柳瀬地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 石川県中能登土木総合事務所

住 所 石川県七尾市本府中町ソ 27 番 9

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 羽咋郡宝達志水町柳瀬地先（付図に示すとおり）

期 間 令和 3 年 12 月 13 日から令和 4 年 3 月 31 日までのうち 8 日間

3 水路測量の実施方法

G N S S により測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。



